

○ 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（抄）

昭和59年11月23日
京都府教育委員会規則第14号

〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則〕をここに公布する。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

（平12教委規則5・平15教委規則4・改称）

京都府公立高等学校通学区域に関する規則（昭和29年京都府教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、京都府立の中学校（以下「中学校」という。）及び高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 高等学校の全日制の課程（単位制による課程を除く。）の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 高等学校の単位制による全日制の課程の通学区域は、別表第2のとおりとする。

3 教育上特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず、通学区域の調整を行うことがある。

4 中学校、別表第1又は別表第2に定めのないもの並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の通学区域は、府の全区域とする。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる中学校及び高等学校の学科（京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。）第2条の2に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して施すものに限る。）の通学区域は、京都市を除く府の全区域とする。

(1) 京都府立南陽高等学校附属中学校及び京都府立南陽高等学校サイエンスリサーチ科

(2) 京都府立園部高等学校附属中学校及び京都府立園部高等学校普通科

(3) 京都府立福知山高等学校附属中学校及び京都府立福知山高等学校文理科学科

（就学できる中学校及び高等学校）

第3条 就学できる中学校及び高等学校は、就学希望者の保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める者をいう。以下同じ。）の住所（就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。）の存する通学区域の中学校及び高等学校とする。

（就学できる中学校及び高等学校の特例）

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の通学区域以外の通学区域の中学校及び高等学校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

（府の区域以外の地域からの就学）

第5条 保護者の住所が府の区域以外の地域に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、中学校及び高等学校に就学することができる。ただし、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への就学希望者の取扱いについては、教育長が定める。

（入学の許可の取消し）

第6条 この規則に反して中学校及び高等学校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

【以下省略】